

千葉市食のブランド「千」認定申請Q&A

1 対象・資格について

Q どのような商品・サービスが認定の対象となりますか？

A 次の3区分のいずれかに該当するものが対象です（千葉市食のブランド「千」認定要綱「以下 要綱」第3条）。

ア 千葉市産農林水産物（以下 「ア」）

イ 千葉県産農林水産物を原材料とする加工食品（以下 「イ」）

ウ ア又はイを原材料とする加工食品を活用した食関連サービス（以下 「ウ」）

（例：さつまいもの場合）

市内で生産された生いもは「ア」、県内産さつまいもを使用した干し芋やスイートポテト等の市内事業者による加工食品は「イ」、それらを活用した飲食店メニューや体験サービス等は「ウ」に該当します。

Q 申請できる事業者の要件は何ですか？

A 要綱第4条により、次のすべてを満たす必要があります。

①生産、製造、開発・加工の拠点が千葉市内にあること。なお、千葉市食のブランド「千」認定要綱第3条第3号に定める者にあつては、サービスの提供拠点が千葉市内にあること

②申請する市産品等の取り扱いに必要な手続き（許可、免許の取得の他、届出の提出等を含む）を実施した者

③食品の製造、加工又は調理を行う事業者にあつては、食品衛生法その他関係法令を遵守し、食品衛生法第51条及び食品衛生法施行規則第66条の2の規定に基づく、HACCPに沿った衛生管理を実施していること

④市税の滞納がないと認められること

⑤千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと

⑥その他、法令又は公序良俗に反する若しくはそのおそれのあることが認められないこと

Q 個人事業主でも申請できますか？

A 要綱第4条に定める要件を満たしていれば、法人・個人事業主を問わず申請できます。

2 認定基準について

Q 認定基準にはどのような項目がありますか？

A 要綱第5条別表により、次の5項目で審査されます。

①地域特性

②独自性・優位性

③信頼性・安全性

④持続可能性

⑤地域への貢献度

申請書（様式第1号）では、この5項目に沿って商品・サービスの特長を記載する構成となっています。

Q 「地域特性」の欄には何を書けばよいですか？

A 千葉市の原材料・歴史・環境・文化・風土等をどのように活かしているかを記載します。産地の土壌や気候の特徴、地域に伝わる栽培方法や加工の伝統、地域で親しまれた食文化など、申請品・サービスの「千葉市らしさ」が伝わる内容を記載してください。

Q SDGs のターゲット番号がわかりません。どう調べればよいですか？

A 農林水産省ホームページ等に掲載されている「SDGs の目標とターゲット」を参考に、取組内容に最も合致する目標（例：目標 2「飢餓をゼロに」）とターゲット番号（例：2.4）を記載してください。

【参考】農林水産省「SDGs の目標とターゲット」HP：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sdgs/sdgs_target.html

3 申請書の記載について

Q 賞味期限・保存方法の欄は必ず記載が必要ですか？

A 「イ」（加工食品）を選択した場合のみ必須項目です。「ア」及び「ウ」については、該当がなければ空欄で構いません。

Q 表示ラベルは何を用意すればよいですか？

A 「ア」（農林水産物）については、商品に貼付している表示ラベル（産地や農園における商品特長など）が記載されているものがある場合は添付してください。

「イ」の加工食品については、商品の正面に添付されている表示ラベル（ブランド名、商品名、商品写真、イラスト等が表示されたもの）が記載されたラベルの写真を添付してください。

また、食品表示基準に基づく一括表示（名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者等が表示されたもの）が記載されたラベルの写真を添付してください。

Q 写真は何枚まで、どのように用意すればよいですか？

A 認定基準の各項目につき、3 枚まで添付可能です。なお、パッケージの外装から中身が見えない商品については、外装及び中身の両方が確認できる写真を添付してください。

Q 受賞歴やメディア掲載実績は必須項目ですか？

A 任意項目です。該当する実績があれば記載してください。なお、「その他」欄の②受賞歴・認定取得は、①～⑤の各認定基準項目で既に記載した実績と重複しないものを記載してください。

4 提出書類・手続について

Q 申請時に必要な書類は何ですか？

A 千葉県食のブランド「千」認定申請書（様式第 1 号）、誓約書兼千葉県税情報閲覧同意書（様式第 2 号）、募集要項に記載された必要書類等を添えて、市長が指定する期日までに提出してください。

Q 申請から認定までの流れはどうなっていますか？

A ①申請（様式第 1 号・第 2 号提出）

②資格審査（要綱第 3 条・第 4 条要件の確認）

③認定審査委員会による審査（要綱第 5 条の認定基準に基づく）

④認定・通知（様式第 3 号）または不適合の決定・通知（様式第 5 号）

認定された場合は誓約書（様式第 6 号）を提出いただき、認定証（様式第 4 号）の交付が行われます。

なお、②の資格審査を通過した申請者に対しては、③の審査のため、見本となる商品サンプルの提出を事務局から個別に依頼します。

5 認定後の取扱いについて

Q 認定されるとどのようなメリットがありますか？

A 認定品については、商品包装や広告等に「千葉市食のブランド『千』」の認定マークを表示することができます。また、千葉の食を代表する商品・サービスとして、市の広報媒体（広報誌、公式 HP、SNS 等）による PR 支援や、各種メディアへの情報提供を行います。

さらに、販路拡大に向けて、大型商業施設における催事への出店支援や、EC サイト・カタログギフトへの掲載機会の提供、流通事業者等との商談機会の創出等を行います。

Q 認定の有効期間はどのくらいですか？

A 認定日から 3 年間を経過した日が属する年度の 3 月 31 日までです。

（例：令和 8 年 11 月 1 日に認定された場合は、令和 12 年 3 月 31 日まで）

Q 再認定を受けるにはどうすればよいですか？

A 有効期限の 6 か月前までに、再認定申請書（様式第 7 号）を提出してください。要綱第 8 条及び第 9 条の規定を準用し、改めて審査を行った上で、その結果を通知します。

Q 認定後に義務付けられることはありますか？

A 要綱及び認定基準を遵守し、認定品・サービスの品質維持・向上に努める必要があります。また、「千」の広報活動への積極的な協力及び認定品の販売促進、市の承諾を得ない第三者譲渡の禁止に加え、各年度の実績を翌年度 5 月末日までに販売実績報告書（様式第 11 号）で報告する必要があります。

Q 認定が取り消されるのはどのような場合ですか？

A 申請資格を満たさなくなったとき、認定基準に適合しなくなったと認められるとき、虚偽の申請が判明したとき、「千葉市食のブランド『千』」の運用に重大な支障を及ぼす行為があった場合などは、認定を取り消すことがあります。なお、必要に応じて認定審査委員会の意見を聴取することがあります（要綱第 15 条）。